

福岡市新青果市場共同施設整備等補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市新青果市場共同施設整備等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、市場関係業者が新青果市場において共同利用する施設及び設備等を整備する等の事業を行う場合に、予算の範囲内において、その経費の一部を補助することにより、市場機能の高度化及び青果物の品質管理の向上等を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 新青果市場

みなと香椎地区に統合・移転する新設青果市場をいう。

(2) 市場関係業者

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年条例第59号）に定める卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者をいう。

(補助事業者の要件)

第4条 この要綱における補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。なお、本補助金の補助事業者は公募により募集する。

(1) 市場関係業者で構成する事業協同組合又は卸売業者

(2) 前号のほか市長の承認を得た者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業者としないものとする。

(1) 本市の市税に係る徴収金に滞納がある者（市長が特に認める場合を除く。）

(2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）

第2条第2号に規定する暴力団員

(3) 法人でその役員のうち前号に該当する者のある者

(4) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定める補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助率により算出し、予算の範囲内で市長が定める額とする。

- 2 国、県、その他の団体から補助金又は交付金（以下「国補助金等」という。）の対象となる事業にあっては、補助金の額に国補助金等を含むものとする。
- 3 算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書 様式第2号
- (2) 事業収支予算書 様式第3号
- (3) 定款または法人登記簿謄本の写し、印鑑証明書の写しおよび役員名簿
- (4) 財務諸表の写し
- (5) 福岡市税に滞納がないことの証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の申請にあたり、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第4号）にて申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。
- 3 市長は、第1項の審査の結果により補助金を交付することが不相当と認めたときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）にて申請者に通知するものとする。

（補助対象事業着手の届出）

第8条 前条第1項の補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助金交付対象者」という。）は、原則として、前条第1項の補助金交付決定通知書の交付を受けた後に、当該補助対象事業に係る契約及び着手をするものとし、その事業に着手した場合には、補助対象事業着

手届（様式第6号）をすみやかに市長に提出しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、事業の効果的な実施を図るため、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、補助金交付決定前着手届（様式第6-2号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、この場合において、交付決定を受けるまでの期間内に生じた損失等は補助金交付対象者の負担とする。

（補助対象事業の内容の変更）

第9条 第7条1項の補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助金交付対象者」という。）は、補助対象事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、補助対象事業変更承認申請書（様式第7号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。第6条から第7条までの規定は、この場合において準用する。

（補助対象事業の遂行）

第10条 補助金交付対象者は、法令の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行わなければならない。

（状況報告）

第11条 市長は、必要があると認めるときには、補助金交付対象者に対し、補助対象事業の遂行状況に関し報告を求め又は職員に調査を行わせることができる。

（補助対象事業の遂行等の命令等）

第12条 市長は、前条の報告等により、補助対象事業が事業計画等又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象事業遂行命令書（様式第8号）により、施行者に対しこれらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、補助金交付対象者が前項の命令に違反したときは、補助対象事業遂行一時停止命令書（様式第9号）により、当該補助金交付対象者に対し当該補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第13条 補助金交付対象者は、補助対象事業が完了した場合は、速やかに補助対象事業完了実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。市の毎会計年度が終了した場合も同様に補助対象事業年度終了実績報告書（様式第10-1号）により市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績説明書 様式第11号
- (2) 事業収支決算書 様式第12号
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助金交付対象者は、第1項に定める実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助金交付対象者は、第1項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第13号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第14号)により、当該施行者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、第13条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認めるときは、補助対象事業是正命令書(様式第15号)により、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助金交付対象者に命ずることができる。

- 2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付の時期)

第16条 補助金は、第14条の規定により確定した額を補助対象事業終了後に交付するものとする。ただし、補助対象事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、分割して事前に交付することができる。

- 2 市長は、前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消)

第17条 市長は、補助金交付対象者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。第14条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第9条の規定に基づく市長の承認を得ず、補助対象事業の全部又は一部を中止し、又は廃止したとき。

- (4) 補助金交付申請書に記載された予定期間内に補助対象事業に着手せず又は完了しないとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令、本市の条例若しくは規則、この要綱又はこれらに基づく市長の命令若しくは指示に違反したとき。
- (6) 補助金交付対象者が、第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定(一部)取消通知書(様式第16号)により、補助金交付対象者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(様式第17号)により期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市長は、補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命じるものとする。

(加算金)

第19条 補助金交付対象者は、前条の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から返還納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を返還納付した場合におけるその後の期間については、その額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で加算した加算金を市に納付しなければならない。

(補助事業者の責務)

第20条 補助金交付対象者は、この要綱の規定等を誠実に守り、新青果市場の円滑な移転・運営に協力するとともに、補助を受けて整備した施設等について適切な維持管理を行わなければならない。

2 補助金交付対象者は、補助を受けて整備した施設等の賃貸借を行う場合において、その賃借料は適正な水準とするよう努めなければならない。

(財産処分の制限)

第21条 補助金交付対象者は、規則第22条に定める期間について、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の市長の承認を受けなければならない期間は、当該事業を実施した年度の翌年度から「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に規定する耐用年数期間とする。ただし、市長が特に定める場合はこの限りではない。

(関係書類の整備)

第 22 条 補助金交付対象者は、当該補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類や帳簿等は事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。

(立入検査等)

第 23 条 市長は、補助金等の交付に関し必要があるときは、補助金交付対象者に報告させ又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(地位の継承)

第 24 条 補助事業者又は補助金交付対象者に係る合併、分割又は譲渡その他の事由により、補助対象事業の認定又は交付決定を受けた事業若しくはその対象事業によって設置された施設や機能を承継しようとする者は、市長の承認を得て、当該補助事業者又は補助金交付対象者の地位を承継することができる。

(その他)

第 25 条 この要綱の施行について必要な事項及びこの要綱によりがたい場合の措置については、農林水産局長が別に定める。

別表 (第 5 条第 1 項関係)

補助対象事業及び補助対象経費	補助率
1 温度管理機能を付与する卸売場施設及び設備の整備 (1) 工事費 (2) 工事監理費	次に掲げる経費を除き、補助対象経費の 1/2 以内。ただし、特に公共性や公益性が高いと認められる経費については、10/10 以内。 1 設計及び調査に要する経費 2 契約、登記、その他事務手続に要する経費 3 補助対象とすることが適当でないと市長が認める経費
2 貯蔵・保管施設及び搬送施設の整備 (1) 工事費 (2) 工事監理費	
3 保冷車の取得	
4 その他、市長が特に必要と認める事業	

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(期 間)

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止する。